

高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市における既存住宅の耐震改修等の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該既存住宅の耐震改修設計、耐震改修工事又は除却工事を行う者に対して補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された、人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。）で一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、これらの用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
 - ウ この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的機関から同種類類似の補助金等の交付を受けているもの
- (2) 既存木造住宅 既存住宅のうち、軸組構法又は枠組壁工法（法の旧38条認定又は型式適合認定によるプレハブ工法を除く。）により建築された木造のものをいう。
- (3) 既存非木造住宅 既存住宅のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの並びにこれらの構造と木造とを併用するものをいう。
- (4) 住宅耐震診断上部構造評点 高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成22年6月1日制定。以下「派遣事業実施要綱」という。）第2条第1号に規定する住宅耐震診断による上部構造評点をいう。
- (5) 登録設計事務所 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱（平成19年4月17日高知県制定。以下「県登録制度要綱」という。）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (6) 登録工務店 県登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (7) 評定機関 高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録制度要綱に基づき登録された法人をいう。
- (8) 耐震診断士 派遣事業実施要綱第2条第2号に規定する耐震診断士をいう。
- (9) 構造設計一級建築士等 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士又は当該既存非木造住宅が鉄骨造の構造部分を有する住宅の場合は鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅の場合は鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅の場合は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事（既存木造住宅については、登録工務店が施工するものに限る。）をいう。
- (11) 耐震改修設計 耐震改修工事を実施するための設計及び当該設計に係る積算見積書の作成（既存木造住宅については、登録設計事務所が行うものに限る。）をいう。
- (12) 評定 評定機関による既存木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事に係る技術的な審査をいう。
- (13) 除却工事 既存木造住宅（これに附属する門及び塀等を除く。）の全部を除却する工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に請け負わせるものをいう。
- (14) 認定ソフト 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコ

ンピュータソフトをいう。

(15) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 既存住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等市長が認める者については、この限りでない。

(2) 県税及び市税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う既存住宅の耐震改修設計、耐震改修工事又は既存木造住宅の除却工事で、別表第1に定める補助要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費の全部又は一部とする。

2 補助金額は、別表第2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

3 補助対象者が行う耐震改修工事のうち、耐震補強に明らかに寄与しない工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(事業の認定)

第6条 補助対象事業（既存木造住宅の耐震改修設計に限る。）を実施しようとする補助対象者は、当該補助対象事業着手前に、事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助対象事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助対象事業認定通知書（様式第2号）により、これを認定しないときは所定の補助対象事業認定申請却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号、様式第3号の2又は様式第3号の3）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 既存木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事の交付申請は同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

3 補助対象者は、第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（第5条第1項の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第4号、様式第4号の2）により、適当でないとき認めるときは所定の補助金交付却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
(変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修設計及び耐震改修工事の施行箇所及び施行方法の変更

(2) 補助対象経費の30パーセント未満の増減額。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了（この条において補助金の受領までをいう。）し難いと認められ、当該事業を翌年度に繰り越す必要が生じたときは、所定の補助事業繰越承認申請書（様式第6号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、繰越の可否を決定し、所定の補助事業繰越承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の1月末日までに実績報告書（様式第7号、様式第7号の2又は様式第7号の3）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、前条第2項により繰越承認を受けた補助事業者は、繰越承認を受けた年度の翌年度の9月末日までに市長に報告するものとする。

2 前項において、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

3 第7条第3項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第8号又は様式第8号の2）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第9号又は様式第9号の2）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第15条 補助事業者は、耐震改修設計、耐震改修工事又は除却工事に係る補助事業のそれぞれの事業区分について、前条第1項の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震改修設計に係る補助金にあっては当該耐震改修設計を行った者に、耐震改修工事に係る補助金にあっては当該耐震改修工事を行った者に、除却工事に係る補助金にあっては当該除却工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」とする。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震改修設計を行った者、耐震改修工事を行った者又は除却工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第13条の規定により補助事業者が補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（代理受領）（様式第10号又は様式第10号の2）に請求及び受領に関する委任状（様式第11号又は様式第11号の2）を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第7条第3項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第12条第1項の申請の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（第7条第3項の規定により減額して申請した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（調査等）

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 市長が前項の規定による検査のうち耐震改修工事に係る現場検査を行う場合、補助事業者は、既存木造住宅にあっては耐震改修設計を行った耐震診断士又は耐震改修工事の現場確認等を行った耐震診断士、既存非木造住宅にあっては耐震改修設計を行った構造一級建築士等又は耐震改修工事の現場確認等を行った一級建築士若しくは二級建築士を当該現場検査に立ち合わせなければならない。

（整備保管）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（利子補給制度に係る取扱い）

第20条 補助対象者は、利子補給制度を利用する場合、第7条の規定による交付申請時に、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（以下「利子補給証明書」という。）の発行を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、利子補給制度の対象であると認めるときは、第8条の補助事業交付決定通知時に、利子補給証明書を発行するものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(補助金の交付申請の特例)

- 2 平成25年度の補助事業（平成25年11月1日前に事業の認定申請をしたものに限る。）に係る補助金の交付申請については、第12条第2項中「第6条第4項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内」を「平成26年2月20日まで」と、第2号様式中「この補助事業認定通知書を受けた日の翌日から起算して1年以内」を「平成26年2月20日まで」と読み替えて適用する。ただし、平成26年2月20日までに交付申請することが困難と市長が認めたものについては、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成19年10月9日から施行し、平成19年9月3日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）前に作成された耐震改修工事を実施するための設計図書（計画書及び積算見積書を含む。次項において「改修計画」という。）については、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成19年4月17日制定。次項において「県補助金要綱」という。）附則第7項の規定を準用する。
- 3 適用日前に作成された改修計画に基づき実施された耐震改修工事については、県補助金要綱附則第8項の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、平成23年6月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5条第1項の規定は、平成23年6月30日以後に耐震改修工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結する者に係る補助金について適用し、同日前に請負契約を締結した者に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 平成24年4月1日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき交付申請があったものに係る補助金の交付請求その他の手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月9日から施行する。

(特例)

2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱についても適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

事業区分		補助要件
耐震改修設計	既存木造住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅であること。 2 認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は高知県知事が別に認めたものであること。 3 原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修設計に基づき耐震改修工事を行うものであること。 4 耐震診断士が設計するものであること。 5 既存木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事により法令違反を是正することとなるものについては、この限りでない。 6 評定機関で評定を受けたものであること。
	既存非木造住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造設計一級建築士等による診断の結果、倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断された既存非木造住宅であること。 2 耐震改修設計が構造設計一級建築士等により安全性を確認されたものであること。 3 原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修設計に基づき耐震改修工事を行うものであること。 4 構造設計一級建築士等が設計するものであること。 5 既存非木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事により法令違反を是正することとなるものについては、この限りでない。
耐震改修工事	既存木造住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅であること。 2 認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は高知県知事が別に認めたものであること。 3 原則として、耐震改修設計に基づき耐震改修工事を行うものであること。 4 既存木造住宅の所有者が選任した耐震診断士が工事の現場確認等を実施するものであること。 5 既存木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事により法令違反を是正することとなるものについては、この限りでない。 6 評定機関で評定を受けたものであること。

	既存非木造住宅	<p>1 構造設計一級建築士等による診断の結果、倒壊し、又は崩壊する危険性があると診断された既存非木造住宅であること。</p> <p>2 耐震改修工事が構造設計一級建築士等により安全性を確認されたものであること。</p> <p>3 一級建築士又は二級建築士が工事の現場確認等を実施するものであること。</p> <p>4 既存非木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事により法令違反を是正することとなるものについては、この限りでない。</p>
除 却 工 事		<p>派遣事業実施要綱第2条第1号に規定する住宅耐震診断の結果、住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅であること。ただし、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると判断したものについては、この限りでない。</p>

別表第2

事業区分		補助金限度額
耐 震 改 修 設 計	既存木造住宅	<p>耐震改修設計に係る補助対象経費の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は1棟当たり205,000円（4戸以上の共同住宅及び長屋にあっては、410,000円）のいずれか少ない方の額。</p> <p>ただし、耐震改修設計評定料は19,800円を限度として加算することができる。</p>
	既存非木造住宅	<p>耐震改修計画作成に係る補助対象経費の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は1棟当たり300,000円（4戸以上の共同住宅及び長屋にあっては、600,000円）のいずれか少ない方の額。</p>
耐 震 改 修 工 事	利子補給制度を利用しない場合	<p>耐震改修工事に係る補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は1棟当たり1,250,000円（法人その他の団体が申請する場合は1,000,000円）のいずれか少ない方の額。</p> <p>ただし、耐震改修工事評定料は19,800円を限度として加算することができる。</p>
	利子補給制度を利用する場合	<p>1棟当たり675,000円。</p> <p>ただし、耐震改修工事評定料は19,800円を限度として加算することができる。</p>
除 却 工 事		<p>除却工事に係る補助対象経費に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)、1平方メートル当たり22,000円に補助対象住宅の延床面積を乗じて得た額に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は30万円のいずれか少ない額。</p>